

大阪府環境審議会石綿飛散防止対策部会（第1回）議事要旨

日時：平成25年7月2日（火） 10時～12時

場所：大阪府庁本館2階 第4委員会室

出席委員：溝畑委員（部会長）、坂東委員、石井委員

1. 開会

2. 議事

（1）部会長代理指名

（2）大阪府における解体等工事に係る石綿飛散防止対策について

- 1）現行制度と大気汚染防止法の改正の概要について
- 2）現行制度における施行状況について
- 3）課題とその論点について

（3）今後の検討スケジュールについて

3. 議事要旨

○溝畑部会長が坂東委員を部会長代理に指名

○大阪府環境審議会諮問資料について事務局が説明（参考資料2）

坂東委員 立入検査の対象を全ての解体工事としたとのことだが、特に現場で、どの程度のところまで本当に立ち入って調査できる、あるいは適切にこうしなさいと指示できるとお考えなのか。一般的に、個人の宅地も含めて石綿が使われている可能性が十分にあると思っており、そういうところも含めて、現条例あるいは条例を改正したときに、立入検査の対象が全ての解体工事になった場合、現実に実行可能なのかどうか。

事務局 今までの大気汚染防止法の中では特定工事のみに立入検査が許されていたが、それはあくまでも大気汚染防止法の届出がある工事に限定されていた。それが今回改正され、全ての解体等工事で現場に立ち入りができるように拡大された。府では以前から条例に基づき、全ての解体等工事について立入検査ができる。また、専ら人の居住の用に供する耐火、準耐火を除く300m²未満の工事では、作業実施に関して敷地境界基準は適用されないが、事前調査と立入検査については全て対象となる。

溝畑部会長 作業の流れとして、申請があって、それに対して、逐次対応していくことになるが、府でどの程度対応していくのか、件数はある程度掴めているのか。

事務局 建設リサイクル法の届出情報によると、面積が80m²以上の解体工事は大阪府域全体で約8,000件程度ある。届出の件数については後ほど、資料

2で詳しく説明する。

○「現行制度と大気汚染防止法の改正の概要」について事務局が説明（資料1）

石井委員 改正省令は、いつ頃出る予定か。

また、事前調査をされるときに、例えば、設計図書等で使用されていることが明らかな場合の対応、あるいは含有率についての分析義務など、今の条例では規定はないのか。

事務局 改正法の施行は、予定では平成26年6月のスケジュールになっている。国では、中央環境審議会の石綿飛散防止対策専門委員会の下にワーキングを作って、細かい内容について検討し、省令改正に向けた作業を進めていくと聞いている。法や省令の施行は来年6月頃か、それより多少は早まるかもしれないと聞いている。

条例40条の3の事前調査については、規則16条の4にその方法が規定されている。この方法として、設計図書による確認、それと目視とがあるが、その二つの方法により、建築物等における石綿含有建築材料の使用の有無を確認できないときは、知事が別に定める方法により、建材の一部を採取し、分析することにより調査を行なうことと規定されている。ただし、建築物等に石綿含有建築材料等があるとみなして、条例・規則の規定に基づいて作業を行なう場合は、この限りではないと規定されている。

石井委員 設計図書等で吹付けであることがわかれば、分析を行わず、含有率はわからない状態で解体工事になるということか。

事務局 そのとおりである。

溝畑部会長 敷地境界基準となっている大気中1Lあたり10本の根拠は何か。

事務局 大気汚染防止法の中で、石綿の製品製造工場の敷地境界基準が10本と定められている。石綿排出等作業では、工場の周辺に住んでいる方が、長期間、暴露するのは違い、暴露される期間が一ヶ月や二ヶ月、長くても一年程度という期間ということで条件に違いはあるが、条例の敷地境界基準は、この基準を根拠とした。

溝畑部会長 もともとの基準の根拠は何か。

事務局 WHOの判定基準では、世界の都市部で、一般環境中にアスベスト濃度が、1リットル当たり1本から10本程度であり、この程度であれば、健康リスク上問題がないとの基準が示されているので引用したと理解している。

坂東委員 条例では、事前調査または表示をしていないときは勧告をできるということになっており、勧告に対して罰則規定はないと思うが、実際、これまで、勧告がどれくらいの頻度であったのか、また、現実の解体工事の場

所において、その勧告が受け入れられたのか、結果としてどうなったのか、何か事例があったらお教えいただきたい。

事務局 条例では、事前調査が実施されていない場合、実施するよう勧告できる。但し、後から紹介する二件の不適正事例に対する勧告は、条例に基づくものではなく、指導の一環として行ったものである。

○「現行制度における施行状況」について事務局が説明（資料2）

坂東委員 資料2の1の届出件数について、建設リサイクル法に基づく解体の届出件数はおよそ年間8,000件くらいあるが、この件数は、石綿が含まれているということでの届出件数なのかどうか。8,000件のうちのその10分の1が石綿が含まれているという届出であるといった場合、その残りの9割くらいの中に、どのくらい、潜在的に石綿についての未届出がありうるものなのか。

事務局 比率のデータはない。ただし、府内の一斉パトロール等で指導を行なった理由の中に、未届出という項目も入れてあるが、今回は0件であった。このことから、推測はできると考えている。

坂東委員 建設リサイクル法の届出情報をもとに立入検査したのであれば、その全体の件数が少ないようには見える。統計資料としては事例数がないため、判断できないと思う。

事務局 建設リサイクル法に基づく検査については、件数は少ないが限定的な立入をしていて、石綿成形板がよく使われていると思われる、工場、倉庫を対象としている。資料2の3の指導の内容の中で、3つめのところに示したように、後日、保温材、成形板に石綿が含まれていることが判明し届出を指導したとある。業者が、届出する予定だったのか、あるいは、届出の意識が無かったのかは不明な状況である。

石井委員 パトロールの対象は法もしくは条例の届出があったところか、もしくは建設リサイクル法の届出があったところか。

事務局 建設リサイクル法の届出のあったところを対象にパトロールをしている。パトロールに行くと、既に解体が終わっているところがある。それで解体現場数は、パトロールの実施現場数の半数ほどになっている。

溝畑部会長 法及び条例の届出があった場合、施工する側はそのまま作業を進めてもよいのか。

事務局 法や条例では解体等工事の14日前に届出することになっている。このため、審査期間中の14日間は作業が開始できない。

石井委員 建設リサイクル法の届出だけでは石綿の使用状況は確認しきれないということか。

事務局 建設リサイクル法の様式は、石綿の有無が書き込まれるような様式ではなかった。それを昨年の不適正事例を踏まえて、建築部局が石綿の有無を記載できる様式に変えた。そこには石綿の有無と、届出の必要性の有無等を確認する項目があり、建築部局と連携して、去年の秋くらいから府独自の様式の啓発を行っている。

坂東委員 今回の部会の審議は中身を詰めるまでするわけではなく、これ以降も審議会があるという認識でよいか。

溝畑部会長 審議会としての諮問の趣旨として、本日は現状を確認するということである。

坂東委員 細かな点で、例えば、事前調査の項目で、目視と書かれていたり、石綿がありそうであったらサンプリング抽出すると書かれていたり、細かいところに踏み込んだら、もっとも議論しなければならないと思う。今日はそこまでの話ではなくて、次回、そういう場があるのであれば、そこで議論したほうが良いと思う。

石井委員 省令の改定も時期について気にしていた。調査内容や調査事項が検討途中になっているので案の案でもいいので出して欲しい。真っ白のまま検討するのに不安感があり、後になって出た省令が、全然観点が違ったときにどうなるのか。

事務局 示した予定は、省令がもうすぐ出るだろうという、予定であり、例えば、11月の答申で出ていないのであれば、11月は中間答申として、国のスケジュールと並行して行なう予定である。2月の議会にける分は11月となるので、条例本体と規則は別になる。

○「課題とその論点」について事務局が説明（資料3）

坂東委員 事前調査の下の方のところで、条例には除外規定がないので、法との整合を検討する必要があると書かれているが、今までの府の条例は、これまでの大気汚染防止法の内容からはみ出して、かなり上乗せで、きっちりしてきておられたと思う。今回、ことさらのように、法との整合と書かれているのは、何か意味があるのか。

事務局 法とか条例で規制をかけるということについては、理由とか背景がなくてはいけないと思うが、法に先駆けて、条例で横だし等を行ってきたのは、大阪府は全国の中でも住宅密集地域が多いといった背景があり必要性があったからである。今回も、法で検討された事項をチェックした上で、独自の横だしが必要となれば横だしを行なう訳であるが、そういう整理を一旦行なわなければならないものと考えている。

坂東委員 法の範囲をはみ出してまで、という縛りをかけておられるのかと思った

が、そうでないのであれば、結構。

事務局

一般的に、最近では、「規制」というものについて、慎重をもってなされるべきとされており、むやみやたらな規制はよくなく、規制には合理的理由が当然必要である。建物の年代、構造等から、石綿が使われていないことが明らかであるとき、それに対して、法の規制をかけるとなると、「やりすぎや」と考えられてしまう。大阪府ではそこはどうするのと、おのずと聞かれるので、何も答えなければ、除外規定を設けざるを得なくなる。そのため、われわれは果たして、本当に除外規定をそういう観点のもとで、設けていいものかどうか、大阪府としては、そういう建物であったとしても、これには石綿が入ってないですね、ということ周辺住民の人たちに、明らかにしていく必要があるのではないかと考えている。ここを一つ議論いただきたい。

○「今後のスケジュール」について事務局が説明（資料4）

事務局

7月下旬から8月上旬に第2回部会、8月下旬から9月上旬に第3回部会、9月から10月に中間報告案のパブリックコメントを実施、10月に第4回部会、11月に環境審議会で答申をいただきたいと考えている。

国の省令改正とリンクして部会等を進めていくが、2月の議会に上程するのであれば、このスケジュールで進めていきたいと考えている。

なお、第1回部会と第2回部会の間で、個別に委員の意見をお聞きしたいと考えている。

溝畑部会長

パブリックコメントは一般住民の方が対象であると考えているが、現実には利害関係の業者から出てくることはあるのか。

事務局

国のパブリックコメントの内容をみると、一般の方や業者の方と思われる意見が出ている。府のパブリックコメントも同様、業者の方の意見も出てくると思われる。

以上